

委託事業仕様書

1 事業名

令和6年度リモセンデータを活用した森林境界明確化手法の普及事業

2 業務目的

我が国の森林の所有構造は、保有面積 10ha 未満が林家数の9割を占めるなど小規模・零細であり、このため「施業の集約化」が進められてきたところであるが、境界が不明確な森林が多く、また、森林所有者の高齢化や不在村化により現地立会が困難など境界の明確化に多大な労力を要し、施業の集約化や手入れの必要な森林における間伐等の森林整備が進まない状況となっている。

このため、近年、現地立会の省略が可能な、リモートセンシング(以下「リモセン」という。)データを活用した森林境界の明確化の取組を増やしていく必要がある。

本事業では、リモセンデータを活用した森林境界明確化の取組事例を収集・分析し、事例集を作成するとともに、既存の「リモセンデータを活用した森林境界の明確化マニュアル(以下「マニュアル」という。)」を充実することにより、市町村や事業体にリモセンデータを活用した森林境界明確化手法を普及することを目的とする。

3 事業の履行期間

契約締結年月日～令和7年3月3日

4 業務内容

リモセンデータを活用した森林境界明確化手法の普及のため以下の取組を実施する。

(1) 事例の収集・分析

① 事前調査

全国各地の市町村や事業体を実施しているリモセンデータを活用した森林境界明確化の取組について、刊行物や web サイトなどより 14 事例以上の普及するに相応しい事例収集先の候補を整理することとする。

② 現地調査等

検討委員会において決定した事例収集先 7 箇所への聞き取りや現地調査を行うこととする。調査内容は、森林境界明確化のために入手している資料の種類、境界の判読方法、森林所有者への対応など森林境界明確化の取組の流れ、工夫している点、実施者が抱えている課題など、下記(2)の【事例集に記載する具体的内容】を含め、検討委員会において決定した内容とする。

なお、事例収集先には、調査内容について事前に案内するなど、調査が円滑に行えるよう努めることとする。

③ 事例の分析

現地調査における聞き取りや収集した事例の分析から、課題を整理するとともに、課題の解決策を検討することとする。

(2) 事例集の作成

収集した事例について、それぞれの事例を整理し、リモセンデータを活用した森林境界明確化の事例集を作成することとする。

事例集の作成にあたっては、以下の内容を含め、検討委員や林野庁と相談のうえ、記載内容を決定することとする。構成については、森林境界の明確化に取り組む市町村や事業者等の参考になるよう、例えば各段階に応じて整理するなど、各事業者の取組内容を比較しやすいよう工夫することとする。

加えて、各事例の概要を把握しやすいよう、1事例あたり1枚(A4)にまとめることとする。

【事例集に記載する具体的内容】

①計画・事前準備段階

- ・森林境界明確化実施区域の選定方法
- ・収集した情報(資料収集や森林所有者・地域住民からの聞き取り含む)、実施者が所有している資料の種類
- ・森林所有者への説明方法、工夫している点、注意点(在村・不在村への対応方法含む)

②境界推測図の作成の段階

- ・使用している機材(測量・解析・図面作成及び現地調査等一連の工程で使用するものを含む)
- ・リモセンデータを活用した境界の推測・測量手法(リモセンデータとその他資料の組み合わせのパターン、境界とする根拠・考え方・画面上で測点を配置する際の注意点など)
- ・現地調査実施箇所の特徴、事前準備、調査の内容

③合意形成(境界確定)の段階

- ・使用している機材(合意形成・説明会等一連の工程で使用するものを含む)
- ・森林所有者への説明・合意形成の方法、工夫している点、注意点(在村・不在村、同意・不同意、無反応者への対応方法含む)

④その他

- ・確定した測量データの管理・活用方法(市町村に提供、森林所有者へ提供など)
- ・森林境界明確化の取組の流れ(フロー図含む)及びそれぞれの取組内容
- ・森林境界明確化実施区域の基本情報(事業実施面積、区画数、所有者数、在

- ・村・不在村者数、同意・不同意者数、無反応者数など)、
- ・各工程にかかる ha 当たりの費用、実施期間、人工など現地測量等の従来方式との比較
- ・森林境界明確化の実施に当たって工夫している点
- ・収集した7事例の分析による課題と課題解決策の提案

(3) マニュアルの作成

収集した事例をもとに、森林境界明確化を進めるうえで、必要になる内容を整理しマニュアルを作成することとする。

マニュアルの作成にあたっては、以下の内容を含め、検討委員や林野庁と相談のうえ、記載内容を決定することとする。構成については、マニュアル【別紙1】を参考に、収集した事例から森林境界明確化の具体的手法を追記し、マニュアルの内容充実を行うこととする。

【マニュアルに記載する具体的内容】

- ・収集する情報の種類・内容(収集資料や実施者が所有している資料の種類、森林所有者・地域住民からの聞き取り内容など)
- ・森林境界の明確化に当たって、森林所有者への事前説明(通知含む)の内容
- ・境界推測図の作成方法(リモセンデータやその他資料の組み合わせのパターン、境界とする根拠・考え方、画面上で測点を配置する際の注意点など)
- ・現地調査実施箇所の特徴、事前準備、調査の内容など
- ・合意形成活動における説明内容(合意取得における説明方法・内容、注意点など)
- ・使用する機材(測量・解析・図面作成及び合意形成・説明会等一連の工程で使用するものを含む)
- ・森林境界明確化の取組の流れ(フロー図含む)及びそれぞれの取組内容
- ・事業実施面積及び各工程にかかる ha 当たりの費用、時間、人工、現地測量等従来方式との比較など

(4) 検討委員会

① 検討委員の選定

学識経験者や業界団体などから、森林境界明確化の取組の実施者、リモセンデータの分析や境界判読に長けている者、測量技術の知識を有している者などをバランスよく選定するよう配慮し、林野庁担当者と相談のうえ5名以上を委員として決定する。

② 検討委員会の企画・運営

検討委員会の企画・運営及び資料の説明は受託者が行うこととする。

また、事業の実施にあたっては検討委員より、技術的指導や助言を受けることとする。

ア 委員の委嘱・謝金・旅費の精算

検討委員については、受託者が委員の委嘱を行うとともに、受託者の規程に基づき、旅費・謝金の支払い等の精算を行うこととする。

イ 検討委員会の日程調整・会場確保等

検討委員会を開催するに当たり、上記アで委嘱した委員及び林野庁担当者との日程調整を行うとともに、会場(東京 23 区内とする)を確保し、検討委員会の開催を企画することとする。なお、検討委員会は計3回の開催を基本とする。また、検討委員会はオンラインによる開催も可能とする。

ウ 検討委員会資料の作成等

検討委員会の開催にあたっては、資料の作成、印刷を行うとともに、議事運営を円滑に進めるため、資料を電子媒体等で事前に配布することとする。また、資料の作成にあたり、林野庁及び委員の間において事前調整を行う場合は、その連絡調整も受託者で行うものとする。

さらに、検討委員会の場以外においても、必要に応じて委員への個別ヒアリングを実施するなど、事例集作成の内容充実に努めるものとする。

エ 会場の設営

会場の設営、資機材の確保等を行うとともに、検討委員会の議事進行を行うものとする。また、会議の運営にかかる一切の経費については受託者にて精算を行うこととする。

オ 議事録等の作成

各回の検討委員会について、議事録を作成し、検討委員及び林野庁担当者へメール等で送付することとする。

カ 検討委員会における検討事項

検討委員会における検討事項は、以下の内容とする。なお、検討委員会の検討結果により業務目的の範囲内で業務内容に変更があり得ることとする。

(第1回目) 事例収集先 7 箇所の選定、調査内容の検討など

(第2回目) 森林境界明確化の取組事例の報告、課題の解決策の提案及び検討、事例集作成に向けた事例の整理方法、マニュアルの内容充実にに向けた検討など

(第3回目) 森林境界明確化事例の分析・取りまとめ結果、マニュアルの内容充実にについての報告など

(4) 林野庁との打合せ

受託者は、林野庁担当者と十分な打合せを行った上で、業務を実施することとし、次の段階での打合せを行うものとする。また、打合せ後は、速やかに打合せ記録を作成し、林野庁担当者へ報告して内容に齟齬がないか確認を受

けること。

- ① 業務着手の段階
- ② 各検討委員会の前の段階(各会、以下の内容について事前打合せを行う)
 - (第1回目) 事例収集先、調査内容について打合せを行う
(全国各地(偏らなく)の事例収集先について14候補のリスト、調査内容を準備すること)
 - (第2回目) 森林境界明確化の取組事例の報告内容、課題解決策の提案内容、事例集作成に向けた事例の整理方法、マニュアルへの追加内容等について打合せを行う。
 - (第3回目) 森林境界明確化の事例集(案)、マニュアル(案)の内容について打合せを行う。

5 成果物等

(1) 納品物

収集した取組事例の概要及び事例集を電子データで提出すること。また、検討委員会の議事を取りまとめた資料及び、事例収集時の聞き取り内容を取りまとめた資料についても、別途、電子データで提出すること。

※電子データは、ワード、エクセル、パワーポイント、PDF とし、提出時に林野庁担当者と相談することとする。

(2) 納入場所

林野庁森林整備部森林利用課森林利用指導班(別館7階ドア No.別 710)

(3) 事例報告

受託者は作成した事例集について、林野庁が1月ごろ開催する事例報告会において報告(30分程度)することとする。

6 その他

- (1) 本事業における人件費の算定に当っては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受諾者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表(受諾者が組織として人件費単価を定めている場合)又は実際に従事する(した)者の給与明細を確認する。
- (2) 業務の目的を達成するために、林野庁担当者は業務状況、進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (3) 受託者は本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、支出負担行為担当官林野庁長官の承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、業務により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない

- (5) この仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施に当たり生じた疑義については、必要に応じ林野庁担当者と受託者で協議を行うものとする。
- (6) 受託者は、関連する環境関係法令(【別紙2】参照)を遵守するとともに、生物多様性への悪影響防止等の観点から、環境負荷低減のクロスコンプライアンスに配慮した物品調達、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

【別紙1】

「リモートセンシングデータを用いた森林境界の明確化」事業実施のマニュアル

第1 マニュアルの概要

森林境界の明確化は、森林整備の準備に必要な作業であるが、森林所有者の高齢化・不在村化が進み、現地立会が困難になっており、作業に多くの時間を要している。一方、各地で航空レーザーによる計測が実施されており、当該データの活用により、境界明確化を効率的に実施できるようになることが期待される。

本マニュアルは、「森林整備地域活動支援対策」による「森林境界の明確化」にあたり、公図等の境界を示す資料と空中写真や航空レーザー計測データのリモートセンシングデータ(以下「リモセンデータ」という。)の重ね合わせや組み合わせ、現地調査で得られた情報、地元精通者の証言等により、森林境界案^{※1}の作成又は森林境界の確定^{※2}を行うための作業方法を示したものである。

第2 基本的な考え方

「森林整備地域活動支援対策」によるリモセンデータを用いた森林境界の明確化(「森林境界の測量」又は「森林境界案の作成」)にあつては、事業者が作成した境界推測図^{※3}や森林境界案を基に集会所等で境界明確化を実施する森林の所有者及び隣接する森林の所有者(以下「森林所有者等」という。)に机上で説明することで、現地立会を省略し、森林境界の確定を行うことができるものとする。

※1森林境界案:境界推測図について地元精通者(第三者)の確認により作成した境界図

※2森林境界の確定:「森林整備地域活動支援対策」による「森林境界の測量」メニューの活動として、「境界推測図」又は「森林境界案」を基に、森林所有者の合意を得て、境界図を確定する活動

※3境界推測図:入手可能な各種情報から事業者が単独で作成した境界図

第3 計画・準備

1 既存情報の収集・整理

境界明確化を計画する森林の公図、森林計画図、森林簿等の書類資料、各種リモセンデータを収集し、それらの資料を活用して対象森林の区域及び森林所有者等の情報を確認する。

なお、関係資料は下表を参考に、手戻りが発生しないよう収集可能な資料の収集に努めるものとする。

資料の保有者	資料の種類	具体的な情報
市町村	林地台帳	・森林の所在、森林所有者の情報、共有状況等 【森林境界明確化事業の成果】

	地形図等	・森林計画図、森林基本図、林班図等 ・森林GISデータ
	リモセンデータ	・航空レーザ計測データ(微地形表現図、林相識別図、樹高分布図等)、空中写真(オルソ画像)
	道路関係資料	・道路査定図、道路台帳図
	地形図等 治山・治水等関連資料	・森林計画図、森林基本図、林班図、空中写真等 ・森林 GIS データ ・保安林等の指定時の資料
	固定資産課税台帳 戸籍 住民票 【地籍調査成果】	・森林所有者・納税者の氏名、住所、字図、地番図 ・相続人、相続人の所在
都道府県	森林簿	・森林の所在、森林所有者の情報、共有状況等 【森林境界明確化事業の成果】
	リモセンデータ	・航空レーザ計測データ(微地形表現図、林相識別図、樹高分布図等)、空中写真(オルソ画像)
	道路関係資料	・道路査定図、道路台帳図
法務局	公図 登記所備付地図 登記簿データ(履歴あり) 登記事項要約書 土地所在図 【地積測量図】	・地番、地目、森林所有者等、所在、地積、登記年月日等
環境省	植生図	・植生図GISデータ
国土地理院	基盤地図情報等 (「基盤地図情報サイト」のHP 参照)	・基盤地図情報(ベクトルデータ、標高、DEM) ・地理院地図 ・オルソ画像
	基準点資料	・国家基準点及び公共測量基準点の記、成果
	リモセンデータ (「公共測量実施情報」のHP 参照)	・計測場所・計測者の情報一覧
民間団体	リモセンデータ	航空レーザ計測データ(微地形表現図、林相識別図、樹高分布図等)、空中写真(オルソ画像)

【】印は対象森林の隣接地において、森林境界明確化事業や地籍調査が終了している場合に入
手

※「航空レーザ計測データ」は、測量法第 33 条第1項に定める「作業規程」に基づき計測され
たデータとする。

2 使用機器等

(1)GPSやカメラは、境界が不明な場所までの移動や、境界判断の材料になる地物等の位
置情報、確認を行った現況写真の撮影など、現地調査の記録等に使用する。

(2)使用するソフトは、収集したリモセンデータ等をPC上での重ね合わせ、境界作成、位置
情報(座標値)取得等の機能を有するもの(以下「森林 GIS 等」という。)とする。なお、現
地調査で取得した現況の写真や位置情報を PC 上で表示できると効率的である。

3 森林境界の明確化実施について確認・承諾

森林所有者等に対しては、あらかじめ、リモセンデータを活用した境界明確化に取り組む
ことや、現地への立ち入り調査を行う可能性があること等について、ダイレクトメールを送
付するなどして周知する。必要に応じて、使用するデータ等や境界明確化の作業方法につ
いての説明を行う。あわせて、森林所有者等が把握している現地や境界の情報(図面等の資料
の有無、森林の管理の状況、現地立ち入りの経験等)、現地立会による確認の要望につ
いての意向も確認する。

第4 境界推測図の作成

1 境界推測図の作成

(1)収集した資料・データを用いた境界の推測

森林境界の推測は、公図や登記所備付地図などの公的書類を根拠とし、以下の手順を
参考に作業を行う。なお、公図は「地図に準ずる図面」として分類され、縮尺も不明な場合
があることに留意する必要がある。また、公図では境界の推測が難しい場合は、森林計画
図等の図面を根拠とすることも有効である。

① 法務局から公図を取得する。公図の地図データは、法務局で一般公開している登記所
備付地図の電子データ(XML形式)の活用が考えられる。公図が紙の場合は、スキャニ
ングしてデータ化する。

② 境界は特徴的な地形・地物で決められることが多いため、リモセンデータから得られる
オルソ画像や微地形表現図等から、河川、歩道、林道、尾根、谷、耕作地跡などを読み
取り、①の地図データに重ね合わせることにより境界を推測する。

③ 公的書類や特徴的な地形・地物では境界を推測できない場合は、生育している樹種や
植栽時期の違いを、樹高分布図や林相識別図から読み取り、境界を推測する。

④ 林相識別図で境界を推測できない場合は、過去の空中写真と比較して、伐採や植栽の

変化を読み取り、境界を推測する。

- ⑤ 上記④までの作業を実施しても境界の推測ができない場所は、地元精通者への聞き取りや現地確認を実施する。現地確認にあつては、GPS等を用いて計測した結果を記録する。(現地調査は、(2)により実施)
- ⑥ これらの作業で確認した資料から、推測した境界点の位置情報を整理して「境界推測図」を作成する。また、境界推測図の根拠とした情報を記録する。
- ⑦ 境界の位置情報の精度を向上させるため、複数の基準点等[※]を基礎として境界点を結合させる。

※ 国土地理院が設置する基本三角点(電子基準点を含む)若しくは基本水準点、公共基準点及び地籍調査等により設置され成果の認証を受けた基準点等とする。(「基準点等」は、一問一答3—1—6を参照)

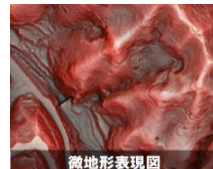
【参考】リモセンデータから読み取れる内容等

○空中写真(オルソ画像:空中写真を正射変換した写真):森林の植生状況等の確認が可能
現状を示す近年のオルソ画像では、植生が大きく生長し繁茂していることが多いので、過去の空中写真と比較すると、かつての山道、耕作地(現在耕作放棄地)、集落跡地、植生状況の変化等が確認できます。



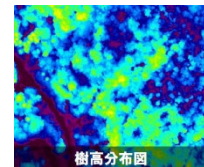
○微地形表現図:細かい地形の確認が可能(尾根や平な所は白く、傾斜が大きいほど色濃くなる)

山村部においては、尾根や谷、道路等の地形・地物が境界となっていることが多く、尾根や谷、道路等を示す微地形を立体的に確認できます。また、樹木下の地面にある、かつての耕作地や道路などの土地の形状が把握でき、所有者等の古い記憶を元に境界の位置が確認できます。



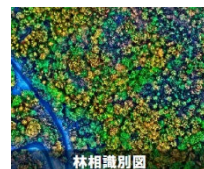
○樹高分布図:樹高の差の確認が可能

林齢の差や林分間のギャップが境界である場合もあり、林相識別図と組み合わせて森林の管理状況や植生の時期の違いが確認できます。



○林相識別図:樹種・樹冠の状況等の確認が可能

樹種の違いによる森林の林相界、境界木等を確認することができ、植生の状況から境界が確認できます。



(2)現地調査

リモセンデータを用いた境界明確化の作業にあたって、収集したデータや資料では境界の推測が困難な箇所や、現地を確認しておかなければ森林所有者等へ境界推測の根拠等を説明できない箇所等、事前に現地を確認することが有用な場合は、推測した境界図や地元精

通者(境界確定の場合は森林所有者等)の意見を基に現地調査を行う。

現地調査のポイントは、以下の通り。

- ① 地元精通者(境界確定の場合は森林所有者等)と打合せを行い、調査地域の境界の慣習や特徴、境界の確認に有用な情報を聞き取り、現地で確認すべき対象を検討する。また、現地へのアクセス道など現地の地理情報を収集しておくことも有効である。
- ② 森林所有者等に境界を説明する際に活用可能な、境界の目印になる地形・地物の写真撮影やGPSによる位置情報の取得を行う。
- ③ 現地に長狭物※がある場合は、境界とその接点の写真撮影や位置情報を取得しておく、森林所有者等への説明に活用できる。

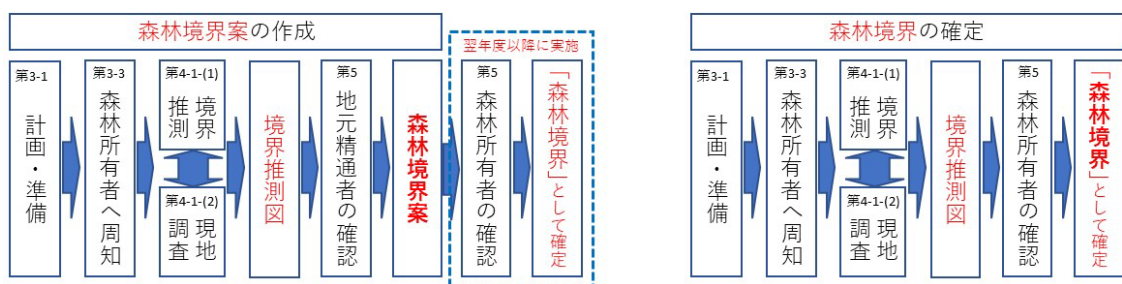
※「長狭物」とは、道路、運河、用悪水路、堤防、溝、導水管、送水管、排水管、鉄道線路、軌道、河川等の敷地をいう。

第5 森林境界案の作成又は森林境界の確定

森林境界案の作成又は森林境界の確定(それぞれのフローは下図を参照)にあたっては、上記第4で作成した境界推測図を、地元精通者又は森林所有者等に対して、森林GIS等を用いて説明する。(現地での説明を行う必要はない。)

森林所有者等への説明・確認にあたっては、隣接する森林の所有者と同時に行うことが望ましいが、個別にしか確認できない場合もある。説明者と地元精通者又は森林所有者等が対面することで理解が得やすくなる。

(なお、「森林境界案」は、「境界推測図」を地元精通者(第三者)に説明・確認いただき、指摘事項を修正したもの、「森林境界」は、「境界推測図」を森林所有者等に説明・修正して確認(合意形成)したものとする。)



(1) 準備する資料・機器

以下の資料や機器を準備する。

- ① 林地台帳地図、地形図、森林計画図、過去の空中写真、オルソ画像、微地形表現図、樹高分布図、林相識別図など境界推測の根拠にした紙及び基礎データ(第3の表を参照)
- ② 各種データを取り込んだ森林GIS等及びそれを表示するモニター 等

(2) 説明のポイント

- ① 境界推測に活用した各種資料(微地形、植生の種類・分布、樹幹や樹高分布等)の特徴を説明する(「【参考】リモセンデータ等から読み取れる内容等」参照)。

② モニターに表示した各種データや紙地図等を使用し、境界推測の根拠について丁寧に説明する。その際に使用する図面等には、地名、林道、河川や谷の名称、水路、露岩などのランドマークを記載しておくこととスムーズに進めることが可能となる。

また、森林GIS等を使用すれば、3D表示や拡大・縮小、回転等が可能になることに加えて、現地調査の写真等の情報も登録しておくことで表示できるなど、詳細な説明が可能になる。

③ 説明の際に、森林所有者等又は地元精通者から具体的な境界の修正位置の証言が得られた場合は、線の色を変えるなど、修正案がわかるように記録する(森林所有者等が同時に確認を行っている場合はその場で境界を修正)。

(3) 境界の確認・合意

各種資料の説明により、地元精通者や森林所有者等に境界の確認・合意を得る。確認・合意の後、以下を整理・作成して作業は終了となる。

【「森林境界案の作成」の場合】

地元精通者に、境界推測図を確認いただいた際の、確認日、確認者の住所、氏名を整理する。(境界確認者の記録)

【「森林境界の確定」の場合】

森林所有者等に、境界推測図を基に合意形成活動を行い、森林所有者等の署名を取得する。(確認書の作成)

なお、森林所有者等が、境界推測図に合意しない場合は、「森林境界案」のままとして、合意に至らなかった経緯とあわせて整理する。

第6 成果の取りまとめ、実績報告等

1 測量データ及び図面等の整理

図面等、成果品の作成は、「森林境界明確化と地籍調査等との連携について」(平成 25 年 3 月 26 日付け 24 林整計第 293 号国土籍第 705 号農林水産省林野庁森林整備部計画課長、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長連名通知)(以下「連名通知」という。)の「別紙1～4」を活用して整理する。

また、境界点の位置情報取得時に使用したリモセンデータ(オルソ画像・レーザ計測データ等)については以下の情報を野帳等に整理しておく。

(空中写真・オルソ画像・レーザ計測データの精度)

空中写真の地上画素寸法	_____m
航空レーザ計測の観測密度	_____点/m ²

2 森林所有者等への成果の提供

確定した境界の成果(測量野帳及び図面等)は、森林所有者等へ提供する。

3 市町村への実績報告

実施要領に基づく実績報告に、整理した成果品を添付する。

成果品にあつては、

- ① 森林境界の確定においては、森林所有者等からの確認書
- ② 測量データ
- ③ 測量図面
- ④ その他関係資料

なお、森林境界の確定において、森林所有者等が不明若しくは境界推測図又は森林境界案に不同意により確定できなかった場合は、その旨整理して報告する。

4 地籍調査部局への成果の提供

林野庁と国土交通省との連携については、連名通知に基づき、森林地域における地籍調査が円滑に実施されるよう、必要に応じて当該測量の成果等を地籍調査担当部局へ提供する。

第7 その他

1 森林境界案の境界確定作業

地元精通者の確認により作成した「森林境界案」は、引き続き、森林所有者等に説明・確認（合意形成）作業を行い、森林境界の確定活動に活用する。

確認にあつては、第5により実施し、結果については第6の3により報告する。

2 安全の確保

現地調査を行う場合は、森林での作業は急峻な場所等危険を伴うことを想定し、作業者の安全の確保について適切な措置を講じるものとする。

【別紙 2】

事業実施におけるクロスコンプライアンスの実施について

1 主な環境関係法令の遵守

受託者は、物品・役務(委託事業を含む)の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守することとする。(1)エネルギーの節減

・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号) 等

(2)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号) 等

(3)環境関係法令の遵守等

・労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)

・環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)

・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)

・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成 19 年法律第 56 号)

・森林法(昭和 26 年法律第 249 号) 等

2環境関係法令の遵守以外の事項

受託者は、物品・役務(委託事業を含む)の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施を検討すること。

イ プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。

ウ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。